

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告骨子（案）

1. 検討の経緯
2. 平成 22 年度 揮発性有機化合物（VOC）対策のあり方検討業務報告書
3. 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制制度の在り方
4. 他法令等による規制との整合性
5. 事業者の負担軽減
 - （1）自主検査回数の削減等
 - （2）揮発性有機化合物から除く物質の追加
 - （3）緊急時の措置
6. 揮発性有機化合物（VOC）排出状況等のフォローアップ
7. 対策効果のフォローアップ
8. 新たな専門委員会の立ち上げ
9. 今後の課題
 - （1）光化学オキシダント対策の更なる推進
 - （2）国際的な取組

1. 検討の経緯

【委員意見等】

- VOC排出抑制に関する事業者の取組について排出抑制専門委員会の報告の中に簡単に入れてほしい。

【骨子案】

- 浮遊粒子状物質や光化学オキシダントに係る大気汚染の課題を踏まえ、大気汚染防止法、同法施行令・施行規則を改正。固定発生源からの揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）排出規制、自主的取組の促進などの施策を推進。
- 平成22年度末におけるVOC排出量は目標を上回る4割以上の削減。
- これまでの間、改めて産業界の努力を多としたい。
- 平成24年4月、環境大臣より中央環境審議会に対して「今後の揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策の在り方について」諮問。揮発性有機化合物排出抑制専門委員会において審議。
- 当該専門委員会において、報告書のとおり結論を得た。

2. 平成22年度 揮発性有機化合物（VOC）対策のあり方検討業務報告書

【骨子案】

（平成22年度 揮発性有機化合物（VOC）対策のあり方検討業務報告書抜粋）

- 法規制と自主的取組を組み合わせたVOC排出抑制制度は、そのまま継続。
- その際、事業者の負担軽減に留意。
 - ① 新たな削減目標は設定せず、現在のVOC排出抑制制度は継続。
 - ② VOC排出状況については引き続きフォローアップ。

3. VOC排出抑制制度の在り方

【委員意見等】

- 事務局としては、揮発性有機化合物対策のあり方検討業務報告書の内容をベースに議論願いたいと考えている。
- 諮問された事項はあくまでもVOCの固定発生源に対する今後の在り方である。
- 目標を全く設定しないというのが永久に続くのか。いずれまた目標を設定せざるを得なくなるのかもしれないが、当面これでよいと考える。

【骨子案】

- 平成22年度におけるVOCの排出インベントリは目標としていた平成12年度比3割程度削減を達成。
- VOC排出抑制による光化学オキシダントの対策効果の発現を示唆する傾向が

確認されたとの見解あり。

- 法規制と自主的取組を組み合わせたVOC排出抑制制度は、そのまま継続。

4. 他法令等による規制との整合性

【委員意見等】

- VOC対象物質がPRTR法等他法令等の対象物質にも該当する場合は、二重の負担にならないような仕組みを考えるべきではないか。
- 光化学反応性等を踏まえ優先的に取組むべき物質から対応を図る必要がある。

【骨子案】

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づく物質管理や大気汚染防止法に基づく指定物質の排出等規制は、VOC排出規制と目的と内容が異なる。
- 従って、他法令等に定める物質と重複するVOCの規制対象物質を除外することは適当でないと考えられる。
- しかしながら、事業者の負担軽減については、5. と併せて引き続き検討する必要がある。
- なお、今後、光化学オキシダント又は浮遊粒子状物質の生成能が高く、全体に占める排出量の割合が高い物質から選択的に排出削減を進めることが望ましい。

5. 事業者の負担軽減

【委員意見等】

- 今回の報告書は、事業者側の負担をいかに軽減するかということが話の中心になると理解している。

(1) 法定検査回数の削減等

【委員意見等】

- 排出口でのVOC濃度測定に代えて、計算による算定を積極的に導入してほしい。
- 排出削減量が確認できるのであれば、排出口での排出濃度測定に代えてもいいという考え方もできるのではないか。

【骨子案】

- 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（環管大発第050617001号、平成17年6月17日）において、「規制以上の取組が継続的に行われている事業者が存在していることが明らかになった場合には、測定頻度の軽減等の事業者の負担軽減について検討することとしている」と記載。

- 大気汚染防止法には、VOC排出施設ごとに排出基準の遵守義務が規定されているため、VOCの濃度測定は必須であるが、最も濃度負荷のかかる時に年1回以上測定すれば足りると考えられる。
- 一定要件に該当する貯蔵タンク等は、計算により算定することも可としており、他の施設についても、確からしい計算が可能であれば、計算によりVOC濃度を算定することができることとするのが妥当。

(2) 揮発性有機化合物から除く物質の追加

【委員意見等】

- 除外できるものは除外してほしい。

【骨子案】

- 揮発性有機化合物から除く物質の追加については、現在、新たな知見はない。
- 検討会等において情報を収集し、新たな知見が得られた場合には、適宜、揮発性有機化合物から除く物質の追加について検討する必要がある。

(3) 緊急時の措置

【委員意見等】

- 光化学スモッグの発生メカニズムが以前と比べて大きく変わっているため、緊急時におけるVOC排出量、飛散量の減少について、何らかの配慮、見直しを検討願いたい。
- 大気汚染防止法に規定する揮発性有機化合物排出施設について、排出基準を遵守するため、インプラント対策あるいはエンドオブパイプ対策を行っている施設等については、対象外とするなど検討願いたい。

【骨子案】

- 越境汚染の寄与が小さい夏季において、関東地方を中心に注意報の発令事例が散見。
- 光化学オキシダント調査検討会報告書（平成24年3月）には、「従来より進められてきた窒素酸化物排出規制に加え、VOC排出抑制制度等の前駆物質の排出削減対策が進められたことにより高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆される」とまとめられている。
- 現時点では、VOC排出抑制による定量的な光化学オキシダント濃度への効果が把握されていない。
- そのため、引き続き現状の措置を行うとともに、よりの確な緊急時の措置の在り方を検証していくことが必要。

6. VOC排出状況等のフォローアップ

【委員意見等】

- 排出状況のフォローアップは、これまでと同様に毎年度実施することとし、事業者の負担軽減に配慮し、重要な項目、物質数に限定する等、調査内容を軽減するが望ましい。
- 一般環境の濃度測定は、少数をやっても余り意味は無い。測定回数を減らす代わりにコンポジットサンプルにする等の工夫が考えられる。

【骨子案】

- 今後も引き続き、「VOC総排出量の把握」及び「一般環境におけるVOCを構成する各成分の濃度の測定」が必要。
- 事業者の負担軽減にも配慮し、従前の調査より内容を軽減した形で実施可能か検討することが望ましい。

7. 対策効果のフォローアップ

【委員意見等】

- これまでVOC対策の効果を評価する形がとられてこなかった。

【骨子案】

- 今後も光化学オキシダントあるいは浮遊粒子状物質に対する揮発性有機化合物の排出抑制の効果について定期的にフォローアップしていく必要がある。

8 新たな専門委員会の設置

【委員意見等】

- オキシダント、PM2.5及びVOCは、併せて検討していかないと、最終的な対策、効果にはつながらない
- この揮発性有機化合物排出抑制専門委員会を発展解消し、新たな専門委員会に改組することを提案したい。

【骨子案】

- 固定発生源のVOC排出量は削減したにもかかわらず、光化学オキシダントの状況に改善が見られていない。
- VOCが前駆物質の一つとなっている微小粒子状物質（PM2.5）については、多くの地点で環境基準が達成されていないと推測。
- VOCの排出状況、排出抑制効果等について、新たな情報・知見の収集を図るとともに、事業者の負担軽減についても引き続き検討を行って行くことが必要。
- そのため、本委員会を発展解消し、VOC、光化学オキシダント及びPM2.5も取り扱う専門委員会を新たに立ち上げ、これらに関する現象解明、

必要な対策の検討 等も含めた総合的な議論を行うことが適当。

9. 今後の課題

(1) 光化学オキシダント対策の更なる推進

【委員意見等】

- 昨年度取りまとめた、光化学オキシダント調査検討会報告書の対策効果の評価を充実させる必要がある。
- 光化学オキシダント調査検討会における課題がどのようなスケジュールでどのように取り扱われるかが重要。
- 光化学オキシダントに関する今後の取組について（平成24年6月7日 第15回揮発性有機化合物排出抑制専門委員会 資料9-3）が非常に重要になる。
- 今後の対応についても答申に記載する方が良いと思う。

【委員意見等】

- 光化学オキシダントに関する環境改善効果の適切な指標検討の早期の実現を要望する。

【骨子案】

- 今後、平成24年3月に取りまとめられた「光化学オキシダント調査検討会報告書」に基づき、光化学オキシダントに関する現象解明を行い、十分に解明された上で、対策の検討や環境改善効果を適切に示す指標の検討に繋げていく必要がある。

(2) 国際的な取組

【委員意見等】

- 光化学オキシダント対策については、国際的な取組も必要

【骨子案】

- 今後、「日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップ」の開催を始め、より一層積極的に国際的な取組を推進していくことが重要である。